

陸上自衛隊における航空機の使用及び搭乗に関する達

昭和 40 年 4 月 19 日
陸上自衛隊達第 99—4 号

改正	昭和 40 年 6 月 29 日達第 130—8—1 号	昭和 43 年 2 月 8 日達第 99—4—1 号
	昭和 43 年 9 月 18 日達第 99—4—2 号	昭和 46 年 2 月 17 日達第 122—77 号
	昭和 50 年 3 月 3 日達第 99—4—3 号	昭和 50 年 6 月 20 日達第 99—4—4 号
	昭和 52 年 5 月 13 日達第 122—107 号	昭和 52 年 12 月 8 日達第 99—4—5 号
	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—109 号
	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号	昭和 62 年 3 月 16 日達第 99—4—6 号
	平成 4 年 6 月 19 日達第 99—4—7 号	平成 4 年 8 月 12 日達第 99—4—8 号
	平成 6 年 3 月 28 日達第 99—4—9 号	平成 6 年 12 月 27 日達第 99—4—10 号
	平成 8 年 11 月 13 日達第 99—4—11 号	平成 9 年 1 月 17 日達第 122—132 号
	平成 11 年 3 月 25 日達第 99—4—12 号	平成 13 年 11 月 2 日達第 99—4—13 号
	平成 18 年 3 月 24 日達第 99—4—14 号	平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号
	平成 19 年 1 月 9 日達第 99—4—15 号	平成 19 年 3 月 27 日達第 99—4—16 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号	平成 22 年 3 月 24 日達第 99—4—17 号
	平成 23 年 2 月 9 日達第 99—4—18 号	平成 25 年 1 月 29 日達第 99—4—19 号
	平成 29 年 3 月 27 日達第 99—4—20 号	平成 30 年 3 月 27 日達第 99—4—21 号
	令和元年 6 月 27 日達第 122—303 号	令和 3 年 3 月 15 日達第 122—315 号
	令和 6 年 5 月 17 日達第 122—319 号	

航空機の使用及びとう乗に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 2 号）第 13 条の規定に基づき陸上自衛隊における航空機の使用及びとう乗に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 天野 良英

陸上自衛隊における航空機の使用及び搭乗に関する達

（目的）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における航空機の使用及び搭乗に関する細部の手続事項等を定め、適正円滑な運用を図ることを目的とする。

第 2 条 削除

(所属航空機の使用承認手続)

第3条 航空機使用者たる陸上総隊司令官、方面総監、及び防衛大臣直轄部隊等の長（以下「航空機使用者たる陸上総隊司令官等」という。）は、国又は地方公共団体からの気象観測、物資輸送その他自衛隊航空機による協力の依頼があり必要があると認められる場合には防衛大臣の承認（航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号。以下「訓令」という。）第3条第2号の場合を除く。）を受けなければならない。

2 前項の防衛大臣の承認を受けるに当たっては、特に緊急を要する場合のほか使用日の前14日までに次の各号に掲げる要件を備えた申請を陸上幕僚長（運用支援・訓練部長気付）に提出するものとする。

- (1) 使用を必要とする理由
- (2) 期日（日時）及び使用飛行場
- (3) 使用航空部隊長の名称及び機種、機数
- (4) 飛行の概要
- (5) その他必要な事項

(自衛隊に属しない航空機の使用承認手続)

第4条 航空機使用者たる陸上総隊司令官等は、訓令第4条の規定に基づき自衛隊に属しない航空機の使用について防衛大臣の承認を受けようとするときは、前条に準ずる手続を行うものとする。

(他の自衛隊又は自衛隊に属しない航空機への乗組み)

第5条 部隊等の長は、航空業務についての技能の習得、研究その他の事由により所属する航空従事者を他の自衛隊に所属する航空機又は自衛隊に属しない航空機に乗り組ませる必要がある場合には、乗組日の前7日までに、次の各号に掲げる事項を順序を経て陸上幕僚長（運用支援・訓練部長気付）に申請するものとする。

- (1) 乗組みを必要とする理由
- (2) 日時及び場所
- (3) 乗組者の所属階級氏名
- (4) 希望する航空部隊及び機種（自衛隊に属しない航空機に乗り組む場合にあつては航空機の所属する会社名）

(陸上自衛隊航空機への同乗手続)

第6条 陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長及び防衛大臣直轄部隊等の長（方面警務隊長及び会計監査隊方面分遣隊長を含む。）は、所属する隊員を職務上必要があると認めて使用航空機以外の陸上自衛隊航空機に同乗させる場合には、同乗理由、日時、区域及び同乗者階級氏名を同乗を依頼する航空部隊等の長に通知し、同乗を依頼するものとする。この場合、依頼先航空部隊が方面隊を異にするときは、当該方面総監に依頼するものとする。

2 訓練又は演習の実施に関する命令による同乗の場合には、前項の規定にかかわらず、当該命令を受けた部隊等の長が支援する航空部隊等の長に同乗者氏名を通知するものとする。

第7条 削除

(試験飛行の実施)

第8条 航空部隊等の長は、陸上自衛隊整備規則（陸上自衛隊達第71—4号）第31条に定める試験飛行には、操縦歴5年以上若しくは飛行時間1500時間以上で当該種の操縦に十分な技量を有するものと認めた操縦士を乗り組ませねばならない。

2 整備の確認を必要とする試験飛行の場合には、技能証明を有する整備士を乗り組ませねばならない。

(部外者の搭乗承認権の委任)

第9条 訓令第8条第2項の規定により、同第7条第1項第13号に規定する部外者（以下「部外者」という。）に対する陸上幕僚長の権限の一部を次の各号により委任する。

(1) 陸上総隊司令官の所属航空機への搭乗は陸上総隊司令官。ただし、体験搭乗については、年間搭乗枠の範囲内に限る。

(2) 方面総監の所属航空機への搭乗（皇族又は政府高官の送迎を行なう場合、国会議員又は関係中央官庁職員が職務上の必要から搭乗する場合、国際儀礼を行う場合及び公共の秩序の維持に関し治安機関に協力する場合を除く。）は方面総監。ただし、体験搭乗については、陸上幕僚長が示す年間において承認し得る搭乗者数（以下「年間搭乗枠」という。）の範囲内に限る。

(3) 航空学校長の所属航空機への搭乗は体験搭乗に限り、陸上幕僚長が示す年間搭乗枠の範囲内で航空学校長

2 陸上総隊司令官は、体験搭乗に限り、前項の承認の権限を第1ヘリコプター団長に委任することができる。

3 方面総監は、第1項の承認の権限を師団長及び旅団長に委任することができる。

(部外者の搭乗承認基準)

第10条 陸上総隊司令官（権限を委任された第1ヘリコプター団長を含む。）、方面総監（権限を委任された師団長及び旅団長を含む。）及び航空学校長（以下「承認権者たる陸上総隊司令官等」という。）が、部外者をその所属航空機に搭乗させるための具体的承認基準（訓令第8条第1項第4号及び第5号関係のものを除く。）は、別紙第1のとおりとする。

2 この基準により難しいものについては、その都度陸上幕僚長の指示を受けるものとする。

(承認手続)

第11条 陸上幕僚長の承認を必要とする申請書を受理した陸上総隊司令官、方面総監、又は防衛大臣直轄部隊等の長は、意見を付し、搭乗希望日の7日前までに陸上幕僚長に進達するものとする。

2 訓令別表に規定する部外者に搭乗を依頼する場合の依頼者は、陸上幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、防衛大臣直轄部隊等の長、陸上総隊司令官の指定する者又は方面総監の指定する者とし、それぞれの所属航空機に搭乗させる場合であって、当該部外者に航空機への搭乗を依頼しなければ、陸上自衛

隊の業務が円滑に遂行できない真に特別な場合のみに限るものとする。

(部外者からの申請書を受理する場合の着意事項)

第12条 部隊等の長が部外者から申請書を受理する場合の着意事項は別紙第2のとおりとする。

(部外者の航空機搭乗状況報告)

第13条 承認権者たる陸上総隊司令官等は、各四半期ごとの部外者航空機搭乗状況報告を、各四半期末の翌月15日までに別紙第3の様式により陸上幕僚長(運用支援・訓練部長気付)に報告するものとする。(運定第20号)

附 則

- 1 この達は、昭和40年5月15日から施行する。
- 2 陸上自衛隊における航空機の使用及び搭乗に関する達(昭和29年陸上自衛隊達第20—4号)は廃止する。

附 則(昭和40年6月29日陸上自衛隊達第130—8—1号)

この達は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則(昭和43年2月8日陸上自衛隊達第99—4—1号)

この達は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則(昭和43年9月18日陸上自衛隊達第99—4—2号)

この達は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則(昭和46年2月17日陸上自衛隊達第122—77号)

- 1 この達は、昭和46年4月2日から施行する。(ただし書略)
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和50年3月3日陸上自衛隊達第99—4—3号)

この達は、昭和50年3月3日から施行する。

附 則(昭和50年6月20日陸上自衛隊達第99—4—4号)

- 1 この達は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年6月6日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和52年5月13日陸上自衛隊達第122—107号)

この達は、昭和52年5月31日から施行する。

附 則(昭和52年12月8日陸上自衛隊達第99—4—5号)

この達は、昭和52年12月8日から施行し、昭和52年11月21日から適用する。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—109号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号)

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用する。

ることができる。

- 3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 62 年 3 月 16 日陸上自衛隊達第 99—4—6 号）

この達は、昭和 62 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 19 日陸上自衛隊達第 99—4—7 号）

この達は、平成 4 年 6 月 19 日から施行する。

附 則（平成 4 年 8 月 12 日陸上自衛隊達第 99—4—8 号）

この達は、平成 4 年 8 月 12 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 99—4—9 号）

この達は、平成 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 6 年 12 月 27 日陸上自衛隊達第 99—4—10 号）

この達は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 11 月 13 日陸上自衛隊達第 99—4—11 号）

この達は、平成 8 年 11 月 13 日から施行し、平成 8 年 10 月 22 日から適用する。

附 則（平成 9 年 1 月 17 日陸上自衛隊達第 122—132 号）

この達は、平成 9 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 99—4—12 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 2 日陸上自衛隊達第 99—4—13 号）

この達は、平成 13 年 11 月 2 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 99—4—14 号）

この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 99—4—15 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99—4—16 号）

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 99—4—17 号）

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 9 日陸上自衛隊達第 99—4—18 号）

この達は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 29 日陸上自衛隊達第 99—4—19 号）

この達は、平成 25 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99—4—20 号）

この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99—4—21 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）

- 1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）

- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和 6 年 5 月 17 日陸上自衛隊達第 122—319 号）

この達は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。

部外者の航空機搭乗承認の具体的基準

- 1 訓令第8条第1項第1号関係
 - (1) 隊員の教育訓練又は教材等の作成を依頼された者が、部隊等へ往復するため特に必要がある場合
 - (2) 自衛隊の依頼により気象状況その他の調査に当たる者が、航空機に搭乗してその業務を行うために特に必要がある場合
 - (3) 自衛隊施設の建設予定地、所在地又はこれらに隣接する地域の関係者が、当該施設の取得、建設、維持、管理等に関連して他の施設の調査又は視察をするため特に必要がある場合
 - (4) 自衛隊の装備品等の生産会社の職員が、装備品等の整備等をするため特に必要がある場合
 - (5) 輸送機関の職員が、自衛隊との輸送演習に参加するため特に必要がある場合
- 2 訓令第8条第1項第2号関係
 - (1) 自衛隊の記念行事又は広報行事の一環として体験搭乗を行う場合
 - (2) 防衛に関する展示が主体となっている博覧会が開催される場合で、これに対する協力の一環として体験搭乗を行うことが広報上特に有効と認められる場合
 - (3) 自衛隊の行う夏期航空教室等の一環として、体験搭乗を行うことが広報上特に有効と認められる場合
 - (4) 報道関係者（雑誌、週刊誌を含む。）が、自衛隊に関し取材する場合で、その取材が、広報上特に有効と認められ、かつ、特に搭乗を必要とする場合
 - (5) 作家、評論家、写真家、画家その他知名人が、自衛隊の部隊等を見学する場合で、その見学が広報上特に有効と認められ、かつ、特に搭乗を必要とする場合
 - (6) 自衛隊が企画した広報写真、広報映画又は自衛隊の広報上特に有効と認められる写真、映画の撮影のため特に必要がある場合
 - (7) 自衛隊が行なう広報行事に参加させる場合等、広報上特に部外者を搭乗させる必要がある場合
 - (8) 隊員募集に特に有効と認められる者に体験搭乗させる場合
- 3 訓令第8条第1項第3号関係
 - (1) 地方公共団体の議員が、部隊等の調査又は視察をするため特に必要がある場合
 - (2) 関係官公庁職員が、部隊等又は施設、装備品等の調査又は視察をするため特に必要がある場合
- 4 訓令第8条第1項第6号関係
 - (1) 大学教授等が委託学生及び自衛隊奨学生の研修又は指導を行なうため特に必要がある場合

- (2) 自衛隊奨学生が研修のため特に必要がある場合
- (3) 部外医師が隊員の診療を行なうため特に必要がある場合
- (4) 部外者が自衛隊の業務に関連する学会、研究発表会等に参加するため特に必要がある場合
- (5) 部外講師が隊員に教育を行うため特に必要がある場合
- (6) 部外者が、自衛隊の要請に応じて部隊等の行事又は懇談会に参加するため特に必要がある場合

5 訓令第8条第1項第7号関係

- (1) 災害対策に関し、自衛隊が関係機関に協力する場合
- (2) 学術上の調査研究のうち、特に自衛隊が協力する必要がある場合
- (3) 殉職した隊員の遺族が、当該隊員の慰霊祭等に参加する場合
- (4) 防衛省共済組合の職員が、その業務を遂行するため、特に必要がある場合

申請書受理に際しての着意事項

- 1 申請書は、必ず訓令別表に定める者から提出させ、それ以外の者からの申請書は受理しないこと。
- 2 未成年者の搭乗については、次に掲げる者の搭乗の場合は、それぞれに定めるところに従い、搭乗申請書进行处理するものとし、未成年者の搭乗申請書を受理するに当たっては、親権者の同意書を添付させること。
 - (1) 学齢に達しない児童の搭乗申請書は受理しないこと。
 - (2) 小学生の搭乗申請書は、体験搭乗の場合で、かつ、成年の保護者が同乗する場合に限り、受理すること。
 - (3) 中学生及び高校生の搭乗申請書は、体験搭乗の場合に限り受理すること。
 - (4) (1)、(2)及び(3)にかかわらず、これらの者が殉職した隊員の遺族であって、当該隊員の慰霊祭等に参加する場合その他承認権者が、これらの者につき、必要やむを得ないと認める場合には搭乗申請書を受理することができる。
- 3 搭乗希望日については、申請者の希望、航空機の使用状況、訓練とのふん合及び承認手続に要する期間等を考慮して決定すること。
- 4 搭乗機種については、搭乗目的、輸送区間及び輸送人員等を考慮して決定すること。この際、航空自衛隊の定期便が運航されている区間の搭乗は、努めて当該定期便を利用させるものとし、真にやむを得ないものに限り陸上自衛隊の航空機を利用させること。

なお、装備品等の制式に関する訓令（平成19年防衛省訓令第74号）第4条の規定により部隊の使用に供せられることとなる以前の航空機には、部外者を搭乗させてはならない。
- 5 搭乗について承認される以前に、部外者に搭乗について約束を与えないこと。

